

大学機関別認証評価

自己評価書

令和6年6月

筑波技術大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	3
	領域2 内部質保証に関する基準	7
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	15
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	23
	領域5 学生の受入に関する基準	30
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	34
	基準の判断 総括表	34
	産業技術学部	35
	保健科学部	49
	技術科学研究科	63

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 筑波技術大学
 (2) 所在地 茨城県つくば市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	産業技術学部、保健科学部
大学院課程	技術科学研究科

- (4) 学生数及び教員数（令和6年5月1日現在）

学生数	学部302人、大学院19人
教員数	専任教員数：103人、助手数：0人

2 大学等の目的

1 大学の目的

筑波技術大学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として個々の学生の障害や個性に配慮しつつ、障害を補償した教育を通じて、幅広い教養と専門的な職業能力を合わせもつ専門職業人を養成し、両障害者の社会的自立と社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法を開発し障害者教育の改善に資することを目的とする。（学則第1条）

2 学部の目的

(1) 産業技術学部

聴覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、聴覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、技術革新が進む情報社会の中で十分に活躍し、社会全体の環境整備に貢献できる専門職業人を育てていく。（学則第3条第2項第1号）

(2) 保健科学部

視覚障害者を対象とし、その教育を通して社会の各分野においてリーダーとして貢献できる人材を育成することにより、視覚障害者の社会的地位を向上させるとともに、東西医学統合医療及び情報の連携を図り、情報化・高齢化が進む現代社会において活躍できる人を育てていく。（学則第3条第2項第2号）

3 大学院の目的

筑波技術大学大学院は、学部における一般的教養及び専門教育を基盤として、広い視野に立って精深な学識を修め、専門分野における理論と応用の研究能力及び教育実践の場における教育研究の推進者としての能力を養成することを目的とする。（学則第41条）

3 特徴

本学の前身である「筑波技術短期大学」は、昭和62年10月、聴覚・視覚障害者のみを対象とする我が国初の高等教育機関（3年制短期大学）として設置され、平成2年度から聴覚障害関係学科、平成3年度から視覚障害関係学科の学生を受け入れてきた。

教育の専門分野は、聴覚障害者については、社会自立に長年の実績をもつ職業分野（デザイン、機械）及び将来有望であると考えられる職業分野（建築、電子情報）を、視覚障害者については、社会自立に長年の実績をもつ職業分野（鍼灸、理学療法）及び将来有望であると考えられる職業分野（情報処理）を選んで編成された。

平成16年4月の国立大学法人化後、平成17年10月には筑波技術短期大学が改組転換され、新たに4年制「筑波技術大学」が設置された。さらに、平成22年4月には4年制大学としての第1期生の卒業に合わせて、聴覚・視覚障害者のみを対象とする大学院としては世界で初めての技術科学研究科（修士課程）が設置され、学生の受け入れを開始している。

また、平成26年4月には日本で唯一、日本で初めての「情報保障学」を学べる大学院として、情報アクセシビリティ専攻が設置され、本学で初めて障害による出願資格を設けないこととした。

本学は、聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として「職業技術に関する教育研究を行い、幅広い教養と専門的な技術とを有する専門職業人を育成し、両障害者の社会自立を促進することにより、社会福祉の一層の前進を図ること」及び「最新の科学技術を応用して、障害の特性に即した教育方法を開発し、障害者教育全般の向上に貢献すること」を目的としている。

近年では、聴覚と視覚の両方に障害のある学生も受け入れており、開学以来、「目や耳からの情報の取得に制限のある学生がバリアのない教育環境で思う存分勉強し、持っている能力を開花させ、より良い社会自立をしてほしい」という教職員、そして多くの人々の願いの中で、障害補償システムや教育方法の開発・研究、そして教職員の資質向上等により、両障害者が大学教育の内容を確実に履修できる環境、豊かな学生生活を送ることができる環境を整備し、卒業後、専門職業人として社会参画・貢献できる人材の養成に成果を上げるなど、全国の障害者教育の推進に先導的かつ中核的役割を果たしている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-1-1】 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） ・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 ・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書 ・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1-2-1】 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式1		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
【分析項目1-2-2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2）		
	1-2-2_教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1_教員組織と教育組織の対応表		
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01_国立大学法人筑波技術大学学則	第3条、第42条	
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-02_国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則	第13条～第15条	
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の運営規定等		
	1-3-2-01_大学機構図		
	1-3-2-02_大学組織図		
	1-3-2-03_事務組織図		
	1-3-2-04_国立大学法人筑波技術大学教授会規程		
	1-3-2-05_国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科運営委員会規程		
[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 運営規定等		
	1-3-2-02_大学組織図		再掲
	1-3-3-01_国立大学法人筑波技術大学教育研究評議会規程		
1-3-3-02_国立大学法人筑波技術大学教務委員会規程			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条	
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	2-1-1-02_国立大学法人筑波技術大学評価室規程	第2条～第3条	
	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2_教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	2-1-1-01_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条	再掲
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの）		
	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3_質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
[分析項目2-1-4] 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条	再掲
	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-1-1] 2-1-1-01及び2-1-1-02については基準日以降（R6.6.22）に改正した資料に基づき分析した。			
[分析項目2-1-2] 2-1-1-01については基準日以降（R6.6.22）に改正した資料に基づき分析した。			
[分析項目2-1-3] 2-1-1-01については基準日以降（R6.6.22）に改正した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条第5項	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-1-1-01_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条第5項	再掲
	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条第5項	再掲
	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4_意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第4条第4項	再掲
	2-2-4-01_学生による大学院授業・研究指導評価アンケート調査実施要領		
	2-2-4-02_入学時アンケート報告書		
	2-2-4-03_授業評価アンケート報告書		
	2-2-4-04_大学院授業アンケート結果		
	2-2-4-05_大学院研究指導アンケート結果		
	2-2-4-06_卒業(修了)時アンケート報告書		
	2-2-4-07_卒業生・修了生アンケート結果		
	2-2-4-08_就職先企業等対象 卒業生に関するアンケート結果		
2-2-4-09_企業向け大学説明会アンケート結果			
2-2-4-10_産学官連携シンポジウムアンケート結果			
2-2-4-11_雇用セミナー参加企業アンケート結果			
[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第6条	再掲

<p>【分析項目2-2-6】 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	<p>・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6） 2-2-6_実施の責任主体一覧</p>		
<p>【分析項目2-2-7】 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	<p>・明文化された規定類 2-1-1-01_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程</p>	第6条	再掲
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目2-2-1】 2-1-1-01については基準日以降（R6.6.22）に改正した資料に基づき分析した。</p>			
<p>【分析項目2-2-2】 2-1-1-01については基準日以降（R6.6.22）に改正した資料に基づき分析した。</p>			
<p>【分析項目2-2-3】 2-1-1-01については基準日以降（R6.6.22）に改正した資料に基づき分析した。</p>			
<p>【分析項目2-2-4】 2-1-1-01については基準日以降（R6.6.22）に改正した資料に基づき分析した。</p>			
<p>【分析項目2-2-5】 2-1-1-01については基準日以降（R6.6.22）に改正した資料に基づき分析した。</p>			
<p>【分析項目2-2-6】 2-1-1-01については基準日以降（R6.6.22）に改正した資料に基づき分析した。</p>			
<p>【分析項目2-2-7】 2-1-1-01については基準日以降（R6.6.22）に改正した資料に基づき分析した。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【活動取組2-2-A】【入学から卒業までの支援体制とその検証】</p>	<p>2-2-A-01_学生支援体制及び満足度</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組2-2-A】【入学から卒業までの支援体制とその検証】 ・学生の大学への満足度を高めるとともに退学者、留年者を減らすため、入学から卒業までの教育、生活環境、就労および障害に配慮した支援など、学生生活の全般にわたり支援を充実させている。13に分けた支援の各項目について学生に満足度アンケートを行い、効果的に実施できている面と改善が必要な面を教育研究評議会等で共有している。 (2-2-A-01については基準日以降（R6.6.26）に作成した資料に基づき分析した。)</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）		
	2-3-1_計画等の進捗状況一覧		
	2-3-1-01_休講情報(天久保キャンパス)		
	2-3-1-02_休講情報(春日キャンパス)		
	2-3-1-03_令和3年度第6回教務委員会資料(抜粋)		
	2-3-1-04_シラバス(教職概論)		
	2-3-1-05_自己点検・評価の経過報告に対する対応指示		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
	・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-3-1] 2-3-1-05の一部については基準日以降（R6.5.22）に作成した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01_国立大学法人筑波技術大学内部質保証に関する規程	第3条第6項	再掲
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01_第214回役員会議事録		
	2-4-1-02_第214回役員会資料		
	2-4-1-03_第104回経営協議会議事録		
	2-4-1-04_第207回教育研究評議会議事録		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-4-1】 2-1-1-01については基準日以降（R6.6.22）に改正した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1_教員の採用・昇任の状況(過去5年分)		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01_国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程		
	2-5-1-02_国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-02_国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則	第4条	再掲
	2-5-1-03_教員人事委員会審査報告書例		
[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	2-5-1-02_国立大学法人筑波技術大学教育職員の選考に関する細則	第4条	再掲
	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2_教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-2-01_国立大学法人筑波技術大学教員の活動状況評価に関する規程		
	2-5-2-02_教員の活動状況評価に関する申合せ		
	2-5-2-03_国立大学法人筑波技術大学年俸制業績評価に関する規程		
・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）			
2-5-2-04_国立大学法人筑波技術大学年俸制教員の業績評価に関する実施要項			
2-5-2-05_令和5年度第1回教員の活動状況評価委員会議事要旨			
2-5-2-06_令和5年度年俸制教員評価実施委員会議事要旨			

[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3_評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01_教育職員の勤勉手当に係る勤務成績優秀者の選考について	第4項	
	2-5-3-02_国立大学法人筑波技術大学年俸制適用職員給与規程	第8条	
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-03_国立大学法人筑波技術大学年俸制業績評価に関する規程		再掲
	2-5-2-04_国立大学法人筑波技術大学年俸制教員の業績評価に関する実施要項		再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4_FDの内容・方法及び実施状況一覧		
[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5_教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01_事務局各課の事務分掌について		
	1-3-2-03_事務組織図		再掲
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	1-3-2-03_事務組織図		再掲
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-02_国立大学法人筑波技術大学ティーチング・アシスタント要項		
2-5-5-03_国立大学法人筑波技術大学チュードント・アシスタント要項			
2-5-5-04_TA・SA活動状況			
[分析項目2-5-6] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6_教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01_TA・SAの心得		
2-5-6-02_TA・SAの指導に係る教員への通知			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目2-5-1] 2-5-1-02については基準日以降（R6. 6. 26）に改正した資料に基づき分析した。			
[分析項目2-5-2] 2-5-2-01については基準日以降（R6. 5. 19）に改正した資料に基づき分析した。			
[分析項目2-5-6] TA・SAIに補助させている授業の担当教員が、2-5-6-01の心得や授業ごとの注意事項の理解状況をTA・SA学生に確認・指導した上で勤務させている。令和6年度1学期は該当する教員に対して遺漏ない指導を求める通知を2-5-6-02のとおり送付しており、令和6年度2学期以降、学期開始前に通知することとしている。 (2-5-6-02については基準日以降（R6. 5. 31）に作成した資料に基づき分析した。)			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-1-1】 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和5事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_監事監査結果報告書		
【分析項目3-1-2】 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_独立監査人の監査結果報告書		
	・予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料（別紙様式3-1-2）		
	3-1-2_予算・決算の状況（過去5年間分）が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
3-1-2-01_経常損失の理由			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3-1-1】 3-1-1-02及び3-1-1-03については基準日以降（R6.6.17）に作成した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-2-1】 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-2-02_大学組織図		再掲
	1-3-1-02_国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 ・役職者の名簿		
	1-3-1-03_役付教職員		再掲
【分析項目3-2-2】 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2_法令遵守事項一覧、危機管理体制等一覧		
【分析項目3-2-3】 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3） ・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1_管理運営に係る組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	3-3-1-01_国立大学法人筑波技術大学事務組織規程		
	・管理運営に係る組織の組織図		
	1-3-2-03_事務組織図		再掲
[分析項目3-3-2] 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組3-3-A】【障害学生に対する国際交流支援】	3-3-A-01_ギャロドット大学等との国際交流実施要領・実施報告		
	3-3-A-02_ASLSalon実施要項		
	3-3-A-03_海外派遣研修(韓京国立大学校)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報告		
	3-3-A-04_海外派遣研修(ロチェスター工科大学)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報告		
	3-3-A-05_English Lounge 実施要項		
	3-3-A-06_海外派遣研修(欧州研修)募集要項・シラバス・実施報告		
	3-3-A-07_海外派遣研修(アイオワ大学)募集要項・シラバス・実施報告		
	3-3-A-08_海外派遣研修(欧州研修、アイオワ大学)報告会実施報告		
	3-3-A-09_海外渡航危機管理マニュアル		
	3-3-A-10_海外派遣研修に関するアンケート		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>【活動取組3-3-A】【障害学生に対する国際交流支援】</p> <p>・国際交流加速センターでは、障害のあるグローバル人材育成に向けた異文化コミュニケーション学習支援および外国語学習のさらなる充実の一環として、国際交流や海外留学、英語力の向上に関する事業を行っている。コロナ禍ではオンラインで大学間交流協定締結校や外部講師等とともに、国際手話講座、アメリカ手話交流講演会、ロシア手話・ロシア文化体験講座等を実施した。令和5年度は4機関に計8名の聴覚障害学生、3名の視覚障害学生を派遣した。ロチェスター工科大学への派遣学生に対しては、週に1回外部講師を招いて事前にアメリカ手話の指導を行った。視覚障害学生、特に欧州研修やアイオワ大学へ派遣する学生や教職員に対しては、週に1回英語ネイティブ講師が所定の時間に在室するEnglish Loungeを設置し、日常会話に加えて、留学対策、TOEIC等の資格試験対策、ディスカッション対策等を行った。どの取り組みも学生の修学意欲や好奇心を増加させるようなものであるが、特に海外短期派遣では終了後の学生による報告において修学意欲の大幅な向上が見られるなど、学生への好影響となる取り組みであった。また、視覚・聴覚障害学生のみでの海外派遣はリスクを伴うことから全研修期間教員が引率し、併せて学生向けの海外渡航危機管理マニュアルを作成・配布した。(3-3-A-04の一部については基準日以降(R6.5.24)に作成した資料に基づき分析した。3-3-A-10については基準日以降(R6.6.4)に作成した資料に基づき分析した。)</p>			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-4-1】 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1_教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
【分析項目3-4-2】 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	3-4-1-01_教職協働体制構成員（規程等抜粋）		
	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2_SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3-4-1】 3-4-1-01の一部については、基準日以降（R6.6.22）に改正した資料（教員の活動状況評価に関する規程、評価室規程）に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	3-5-1-01_国立大学法人筑波技術大学監事監査規則		
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-02_監事監査計画		
	3-1-1-02_監事監査結果報告書		再掲
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01_提案書		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	3-1-1-03_独立監査人の監査結果報告書		再掲
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	1-3-2-01_大学機構図		再掲
	1-3-2-02_大学組織図		再掲
	1-3-2-03_事務組織図		再掲
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01_国立大学法人筑波技術大学監査室規程	第2条	
	3-5-3-02_国立大学法人筑波技術大学内部監査に関する申合せ		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03_内部監査報告書		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01_監事と学長・理事の意見交換会記録		
	3-5-4-02_役員と監査室、監査法人の協議		
	3-5-4-03_監事と監査室、監査法人の協議		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目3-5-1] 3-1-1-02については基準日以降（R6.6.17）に作成した資料に基づき分析した。			
[分析項目3-5-2] 3-1-1-03については基準日以降（R6.6.17）に作成した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-6-1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）		
	3-6-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式1		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1）		
	4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
	4-1-2_附属施設等一覧		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3_施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	4-1-3-01_外灯配置図		
	4-1-3-02_防犯カメラ設置状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	4-1-4-01_学術情報基盤実態調査(コンピュータ及びネットワーク編)		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01_学術情報基盤実態調査(大学図書館編)		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組4-1-A】 【障害者高等教育研究支援センター（障害者高等教育拠点認定）における全国の聴覚・視覚障害学生や支援者等への技術や情報等の提供】	4-1-A-01_教育関係共同利用拠点実施状況報告書		
	4-1-A-02_障害者高等教育拠点事業webサイト		
	4-1-A-03_障害者高等教育拠点事業パンフレット		
	4-1-A-04_障害者高等教育拠点事業FSDS研修会開催報告		
	4-1-A-05_障害者高等教育拠点事業報告書		
【活動取組4-1-B】 【遠隔情報保障システムT-TAC Caption2の教育現場における聴覚障害学生への支援での利活用の拡大】	4-1-B-01_T-TAC Captionを使った遠隔文字通訳(PEPNet-Japanウェブサイト)		
	4-1-B-02_第20回障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p4	
	4-1-B-03_国立大学法人等の令和2年度評価結果について	p11	
	4-1-B-04_令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果	p4	
	4-1-B-05_第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果	p7	
【活動取組4-1-C】【実験用機械の整備】	4-1-C-01_HP記事(工作機械技術振興財団論文賞を受賞)		
【活動取組4-1-D】【自律型時刻同期センシングシステムの開発】	4-1-D-01_HP記事(倉田成人教授が国際会議で最優秀論文賞(Best Paper Award)を受賞)		
【活動取組4-1-E】【インクルーシブゲーム開発】	4-1-E-01_HP記事(HCG2022シンポジウムで松尾政輝先生が優秀インタラクティブ発表賞を受賞)		
【活動取組4-1-F】【タイムライン方式情報保障システムの開発と活用】	4-1-F-01_「いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会」クラウドファンディング報告ページ		
	4-1-F-02_国立民族学博物館特別展「Homō loquēns『しゃべるヒト』——ことばの不思議を科学する」公式サイトにおける紹介	p25	
	4-1-F-03_HP記事(ISee TimeLine実証実験)		
【活動取組4-1-G】【Webベース遠隔文字通訳システム】	4-1-G-01_captiOnlineウェブサイト		
	4-1-G-02_captiOnlineの概要		
【活動取組4-1-H】【日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)】	4-1-B-02_第20回障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p34-35	再掲
	4-1-H-01_PEPNet-Japanウェブサイト		
【活動取組4-1-I】【体育館を活用したスポーツイベント】	4-1-I-01_春日キャンパス体育館の配慮(HPより)		
	4-1-I-02_天久保キャンパス体育館の配慮(HPより)		
	4-1-I-03_障害者スポーツ教室チラシ		
	4-1-I-04_三大学連携スポーツイベントチラシ		

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>【活動取組4-1-A】 【障害者高等教育研究支援センター（障害者高等教育拠点認定）における全国の聴覚・視覚障害学生や支援者等への技術や情報等の提供】</p> <p>・障害者高等教育研究支援センターは「障害者高等教育拠点」として文部科学省より認定を受け、全国の聴覚・視覚障害学生や支援者等に技術や情報等を提供している。他大学の教職員を対象としたFD/SD研修会（令和5年度：延べ162大学・181名参加）や相談対応（令和5年度：延べ24大学・1機関・39件）、相談会の実施（令和5年度：延べ5大学、6件）、動画コンテンツの提供（令和5年度：延べ4大学・11機関・262名）、講師派遣（令和5年度：延べ21大学、29件）等を実施し、支援状況・支援ニーズに応じた障害学生支援の内容の充実や支援体制構築に寄与している。毎年、継続的に本学からFD/SD研修会の開催及びメールマガジンの配信、動画コンテンツの提供を通して情報発信を行うほか、相談会の開催や窓口を通じた相談に対応し、本学のリソースを提供している。このことにより、聴覚・視覚障害学生が在籍する大学では、継続的に修学支援に関する情報取得や随時相談が可能となったことから、各大学の障害学生支援の安定的な実施に寄与する効果があったと考えられる。</p>
<p>【活動取組4-1-B】 【遠隔情報保障システムT-TAC Caption2の教育現場における聴覚障害学生への支援での利活用の拡大】</p> <p>・本学で開発した遠隔情報保障システムT-TAC Caption（通常同室内で行われるパソコンノートテイクを、離れた場所からも支援が出来るシステム。インターネット通信を利用し、聴覚障害学生の手元の端末で授業の音声・映像共に取得・送信し、パソコンノートテイクを行う情報保障者が音声を文字化して表示することで、聴覚障害学生が即時的に話の内容を文字で確認できる）を、コロナ禍におけるオンライン授業で活用しやすいようウェブアプリケーション版のT-TAC Caption2として再開発を行った。利用するパソコンやタブレットに特別なソフトウェアをインストールすることなく利用できることや、教室外などでの活用も可能であること、他のオンライン会議システムとの併用をせずに単独で活用できる簡便な構成のシステムであることが特徴となっている。また、音声や映像のリアルタイム性や安定性を最新の技術を組み込んで実現している。</p> <p>コロナ禍前の令和元年度は26大学・機関での利用であったが、令和2年度には53大学・機関に倍増し、7829時間の利用実績であった（各団体の報告による）。令和5年度の利用機関は72大学・機関（前年比10大学増、59大学・中学校および高等学校を含む13機関、利用時間7772時間）となっていることから、コロナ禍以降も本システムの利用が定着し、聴覚障害学生の学修環境の更なる向上に貢献している状況である。</p> <p>現在は情報保障者の入力作業を支援する目的での音声認識技術の組み込み、実装を終えているが、今後の実運用に向けては機能強化が必要であることから、引き続き取り組みを進めていく。</p> <p>なお、本取組については文部科学省国立大学法人評価委員会が実施する業務の実績に関する評価において、令和2年度評価では「注目すべき点」として「国立大学法人等の令和2年度評価結果について」においても取り上げられ、第3期中期目標期間終了時評価では「特色ある点」として取り上げられている。</p>
<p>【活動取組4-1-C】 【実験用機械の整備】</p> <p>・ものづくりに関する研究を遂行するため、実験あるいは装置製作のための加工機（マシンニングセンター、ワイヤ放電加工機、旋盤、フライス盤等）を整備し、電子回路や制御支援機器（LabVIEW等）を活用した実験系を構築できる環境を整えている。また、各部品品の試作のための高精度3Dプリンターや現象観察のための高倍率（500倍）高速カメラも揃えており、幅広い研究への対応を可能としている。さらに、結果を評価、考察するための計測機器（電子顕微鏡（EDS分析付き）、光学顕微鏡、3Dレーザー形状測定機等）も備え、結果を十分に検証できる環境にもある。これらの設備を活用した成果により、工作機械技術振興財団論文賞（2022）、電気加工学会論文（2019）等を受賞し、科研費、財団からの研究費の獲得につなげている。</p>
<p>【活動取組4-1-D】 【自律型時刻同期センシングシステムの開発】</p> <p>・総合研究棟に振動試験装置及び高精度加速度センサを備えた先進的センシングシステム開発環境を整備し、自律型時刻同期センシング技術の研究開発プロジェクトを推進している。高精度な時刻同期により地震時の建物健全性評価や被害等の詳細分析ができるセンシングシステムを開発し、検証及び高機能化に取り組んでいる。同研究は第14回センサデバイス技術と応用に関する国際会議最優秀論文賞（2023）を受賞した。</p>
<p>【活動取組4-1-E】 【インクルーシブゲーム開発】</p> <p>・春日キャンパス校舎棟に、点図ディスプレイ「ドットビュー DV-2」、開発用PC（視覚障害者向け画面読み上げソフトスクリーンリーダーインストール済）、スマートフォン、点字・点図プリンタ「ESA721」を整備し、視覚等障害の有無にかかわらず楽しめるゲームの開発に取り組んでいる。「音と触覚により楽しめるインクルーシブな落ち物パズルの検討」として発表した研究成果は、HCGシンポジウム2022優秀インタラクティブ発表賞を受賞した。</p>
<p>【活動取組4-1-F】 【タイムライン方式情報保障システムの開発と活用】</p> <p>・スポーツイベントをリアルで観戦している人たちが互いにタイムライン上で情報交換・情報保障を行えるウェブアプリケーションISee TimeLineを開発し、令和元年の「いきいき茨城ゆめ国体・ゆめ大会」の一部競技において公式情報保障として認められた。リアルタイム性の高いスポーツで利用できるよう、従来のSNSにはない迅速な応答性を備え、また、文や画像だけでなく日本語以外の言語、音声やビデオなどの様々な方法で投稿できるようにした。同アプリケーションは、他のスポーツ観戦でも実験を重ね、障害者や高齢者、外国人でもスポーツの楽しみ等を享受できる環境整備に貢献している。障害補償に限らず競技や選手等の知識も共有できるため、被支援者となることが多い障害者も自ら発信でき、誰もが互いにできることで誰かと助け合える場となっている。スポーツに限らず展示等でも利用でき、令和4年度の国立民族学博物館特別展「Homō loquēns『しゃべるヒト』——ことばの不思議を科学する」等で使用された。当事者団体やスポーツ団体との連携を深め、将来広くスポーツ観戦や博物館などでの観覧での活用につなげている。</p>

【活動取組4-1-G】【Webベース遠隔文字通訳システム】

・ろう・難聴者が教育を受けたり研究活動に参画するためには、音声の可視化が必要不可欠である。大学においては、専門性の高い内容を取り扱うため、音声をPCで文字化した字幕（文字通訳）が特に必要とされている。本学では、音声を文字化する設備として、Webブラウザだけで遠隔で文字通訳を行えるシステム「captiOnline（キャプションライン）」を研究開発を通して実用化し、広く社会に公開して現在約400の産学官の団体等で活用されている。

2020年からの新型コロナウイルス感染症の影響で、ビデオ会議システム等を利用したオンラインイベントや講演、授業の数が急速に増えた。しかし、現場で行う従来の文字通訳はオンラインに対応することができず、ろう・難聴者が取り残される状況が続いた。captiOnlineは、従来の文字通訳のオンラインへの移行を容易なものとし、ろう・難聴者やその支援者の文字通訳の環境改善に大いに貢献した。captiOnlineのサーバへの総アクセス数は、2019年度第4四半期に6千弱であったが、2023年第1四半期には10万を超え、現在も利用者数が増えている。

また、captiOnlineをベースとした、オンライン字幕生成や、議事録生成等の新たなシステムの構築、運用を行うために、6社の企業と共同研究開発も行われている。

このように、captiOnlineに関連した一連の設備は、文字通訳をとりまく社会環境の改善に大きく貢献している。

【活動取組4-1-H】【日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)】

・本学に事務局を置く日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク(PEPNet-Japan)が、聴覚障害学生支援のパイオニアとして、聴覚障害学生の課題解決及び全国の大学の聴覚障害学生支援体制の引き上げに取り組んでいる。年に一度、日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウムを開催し、支援実践の情報を全国の大学と交換するとともに、活動成果を発信している(現地174名参加、後日の配信視聴731回)。また、聴覚障害学生支援の理解・啓発と支援ノウハウの蓄積・発信のため、その時々で必要なトピックを取り上げたコンテンツを公開し、自由にダウンロードできるようにしている。さらに、全国の高等教育機関における聴覚障害学生の修学環境向上を後押しするため、大学教職員、聴覚障害学生および関係者等からの聴覚障害学生支援に関するあらゆる相談に対応している。本ネットワーク活動についてのフィードバックアンケートでは、97.4%から今後も「ぜひ利用したい」「まあまあ利用したい」との回答があった。

【活動取組4-1-I】【体育館を活用したスポーツイベント】

・春日キャンパスの体育館は、視覚障害学生が安全にスポーツができるよう整備している。四隅から音楽を流したり、壁側の床の材質や傾斜を変えたりすることで位置を認識しやすくしているほか、誤ってぶつかった際の怪我の可能性を下げるため、アリーナの壁を柔らかいクッション入りレザーにしている。一般的な体育館では様々な競技のラインが重ねて引かれることもあるが、ここでは見やすいようにフロアバレーボール用のラインのみとしており、他の競技を実施する際には、ビニール紐を敷いた上にテープを貼るなど、触覚でも認知できるラインをその都度引くようにしている。これらの設備を備えた体育館を利用し、障害者スポーツ教室を毎年度開催(令和5年度：7回)し、視覚障害者を含むあらゆる人がスポーツを楽しめる環境づくりに寄与している。天久保キャンパスの体育館でも、茨城県立医療大学及び筑波大学と三大学連携スポーツイベントを毎年度開催するなど、地域のスポーツ振興に貢献している。

【改善を要する事項】

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1_相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01_保健管理センターの体制		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-02_学生に係る人権問題等に対応するための苦情相談窓口の取り扱いについて		
	4-2-1-03_人権侵害問題等の防止のために筑波技術大学学生が認識すべき事項について(通知)		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-04_人権問題等学生が認識すべき事項に係る通知文(天久保・春日)		
	4-2-1-05_保健管理センター説明(学生便覧抜粋 天久保・春日)		
	4-2-1-06_健康管理に係るQ&A(大学ホームページ 天久保・春日)		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	4-2-1-07_キャリアサポーターチラシ・周知・就職支援案内		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	4-2-1-08_保健管理センター利用実績		
	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	4-2-2_課外活動に係る支援状況一覧		
	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3_留学生への生活支援の内容及び実施体制		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
	4-2-3_留学生への生活支援の内容及び実施体制		
	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4_障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類		
	4-2-4-01_国立大学法人筑波技術大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する役員及び職員対応要領		

[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01_大学ホームページにおける周知		
	4-2-5-02_学生に対する周知メール等		
	・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03_日本学生支援機構利用実績		
	・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-04_授業料免除実施状況		
	・ 学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	4-2-5-05_宿舍の入居状況		
	4-2-5-06_寄宿料(学生便覧抜粋 天久保・春日)		
	・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組4-2-A】 【教職員自身が聴覚障害学生のための情報保障の技術を身に付けるための研修等の実施】	4-2-A-01_新任研修会概要		
	4-2-A-02_新任研修会資料		
	4-2-A-03_聴覚障害者支援研修実施要項・日程表		
	4-2-A-04_手話勉強会開催案内		
	4-2-A-05_手話動画作成案内ウェブサイト		
	4-2-A-06_SLI～手話マガ～バックナンバー・文面例		
【活動取組4-2-B】 【教職員自身が視覚障害学生のための情報保障の技術を身に付けるための研修の実施】	4-2-B-01_視覚障害者支援研修実施要項・日程表		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 【活動取組4-2-A】 【教職員自身が聴覚障害学生のための情報保障の技術を身に付けるための研修等の実施】 ・聴覚障害学生を主に指導する常勤教員については全員、教員自身が手話や文字を利用して、学生に直接的なコミュニケーション手段を用いて授業等の場でのやりとりを行うことができる体制を構築している。また、事務職員も直接的なコミュニケーション手段や通訳を利用して聴覚障害学生対応を行う。このために、以下のような研修・研鑽機会を設けている。 1) 着任時の新任研修会（障害者高等教育研究支援センター） 新任教員を対象に、聴覚障害の特性や情報保障、聴覚障害教育に関する基礎的な理解を伝えるための研修会を実施（6月5日集中講義）。 2) 聴覚障害者支援研修（大学戦略課人事係） 希望する教職員を対象に、手話実技を中心とした聴覚障害学生とのコミュニケーション方法について実践的に学ぶ研修会を実施（9月4日～8日 90分×5回） 3) 学生が教える手話勉強会（産業技術学部） 通年開講し、教員が手話を用いた授業やコミュニケーションができるよう支援している（6月～7月 週1回／10月～1月 週2回／計32回×90分）。 4) 教職員の希望に応じた手話動画の作成（障害者高等教育研究支援センター） 教職員が授業や行事等の場で説明を担当する際に、希望に応じて個別指導を行うとともに、ニーズに基づいた手話動画を作成し配布している（5～30分×4回）。 5) 手話に関する学内メールマガジンの発行（聴覚障害系支援課情報保障支援係） 事務職員を対象に、手話コミュニケーションや手話通訳等に関するメールマガジンを発行している（令和5年度39回）。			
【活動取組4-2-B】 【教職員自身が視覚障害学生のための情報保障の技術を身に付けるための研修の実施】 ・授業や学生対応が必要となる点訳等の手配を教職員が学内でできるようにしている。このため、大学戦略課人事係において、希望する教職員を対象に、点字実技を中心とした視覚障害学生とのコミュニケーション方法について実践的に学ぶ視覚障害者支援研修を実施している（9月14日～22日 120分×5回）。			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料 5-1-1-01_アドミッション・ポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-2-1】 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1_入学者選抜の方法一覧		
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	5-2-1-01_産業技術学部・保健科学部入学者選抜実施体制表		
	5-2-1-02_大学院技術研究科各専攻入学者選抜実施体制表		
	5-2-1-03_学部・大学院小委員会名簿		
	・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-2-1-04_産業技術学部・保健科学部入学者選抜実施要項		
	5-2-1-05_産業技術学部・保健科学部入学者選抜要項		
	5-2-1-06_産業技術学部・保健科学部学生募集要項		
	5-2-1-02_大学院技術研究科各専攻入学者選抜実施体制表		再掲
	5-2-1-07_大学院技術科学研究科産業技術学専攻学生募集要項		
	5-2-1-08_大学院技術科学研究科保健科学専攻学生募集要項		
	5-2-1-09_大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻学生募集要項		
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-10_面接検査実施の方法等		
5-2-1-11_口頭試問検査手順の方法等			
5-2-1-12_学部・大学院遠隔地面接試験等に関する申し合わせ			
・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの			
5-2-1-13_令和7年度入学者選抜にかかる予告			
【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていること	・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-2-01_国立大学法人筑波技術大学入学試験委員会規程		
	5-2-2-02_国立大学法人筑波技術大学大学院入学試験委員会規程		
	・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
5-2-2-03_入試実施・募集人員の見直し			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目5-2-2】 5-2-2-01については基準日以降（R6.6.5）に改正した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
【分析項目5-3-1】 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2			
	認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】様式2			
	・実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料			
	5-3-1-01_学生募集に関する戦略			
	5-3-1-02_令和7年度筑波技術大学保健科学部入学定員・募集人員の変更について			
	5-3-1-03_鍼灸学専攻の課題検討準備会記録			
	5-3-1-04_大学院進学促進に関する取組			
	5-3-1-05_オープンキャンパス特設サイト			
	5-3-1-06_令和5年度視覚障害のある高校生のための学習支援とキャリア形成に関する高大接続連絡協議会の開催案内			
	5-3-1-07_オンライン授業の様子をホームページで公開			
5-3-1-08_情報アクセシビリティ専攻紹介動画をホームページで公開				
2-4-1-02_第214回役員会資料			再掲	
【特記事項】				
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。				
【分析項目5-3-1】 保健科学部において近年、特設サイトで学部の魅力を発信しオープンキャンパスや大学説明会へ案内しているほか、視覚障害のある高校生の進路指導担当教員等を対象にイベントを行い、高等学校からの関心を促している。また保健科学部保健学科鍼灸学専攻の入学定員の適正化を図る新規の取組として、外部有識者複数名を招き学生募集に関して議論・検討する「保健科学部保健学科鍼灸学専攻の課題検討準備会」を実施している。改革として、新たな学部の設置と併せて既存学部の入学定員の再配分を行うこととし、令和6年3月に新たな学部の設置計画書を文部科学省に提出した。大学院技術科学研究科においては専攻の紹介動画やオンライン授業の様子を公開して入学イメージの具体化を図っており、さらに産業技術学専攻では、学部学生に対し早期から研究活動に取り組める科目を産業技術学部新たに開設し、プレ卒研を体験させることで大学院への進学促進に繋げている。 (5-3-1-03の一部については基準日以降（R6.5.23）に作成した資料に基づき分析した。)				
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たさない				
【優れた成果が確認できる取組】				
【改善を要する事項】 ・保健科学部保健学科鍼灸学専攻・理学療法学専攻及び保健科学部全体、技術科学研究科産業技術学専攻・情報アクセシビリティ専攻及び技術科学研究科全体の実入学者数が、入学定員を大幅に下回っている（70%未満）。				

領域6 基準の判断 総括表

筑波技術大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	産業技術学部	満たしている								
02	保健科学部	満たしている								
03	技術科学研究科	満たしている								

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

: 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針 6-1-1-(01)-01_3つのポリシー(産業技術学部)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-(01)-01_3つのポリシー(産業技術学部)		再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(01)-01_3つのポリシー(産業技術学部)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学履修規程		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(01)-01_開設授業科目一覧(産業技術学部)		
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	6-3-2-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第30条	
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(01)-01_産業技術学部シラバス		
	6-3-2-(01)-02_産業技術学部シラバス作成要領		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	6-3-2-(00)-02_シラバスチェック作業班の設置		
	6-3-2-(00)-03_令和6年度第1回教務委員会議事要旨		
6-3-2-(00)-04_成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)			
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	6-3-3-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学学部学生の他大学等における学修による単位等及び入学前既修得単位等の認定に関する規程		
	6-3-3-(00)-02_放送大学と国立大学法人筑波技術大学との単位互換による授業科目の履修に関する取扱要項		

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目6-3-2】 6-3-2-(00)-02及び6-3-2-(00)-03については基準日以降（R6.6.4）、6-3-2-(00)-04については基準日以降（R6.6.24）に作成した資料に基づき分析した。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01_学部学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01_学部学年暦		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバス		
	6-3-2-(01)-01_産業技術学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-2-(01)-01_産業技術学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4_教育上主要と認める授業科目		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・シラバス		
	6-3-2-(01)-01_産業技術学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・大学院学則		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1_履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2_学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(01)-01_産業技術学部インターンシップ実績		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4_履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01_外国人留学生チューター制度実施要領		
	6-5-4-(01)-01_国際教育短期受入プログラム実施要項及び謝金支給調書		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	6-3-2-(01)-01_産業技術学部シラバス		再掲
	6-5-4-(01)-02_非常勤講師の授業における文字通訳の配置状況		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-(01)-03_補習授業の状況(産業技術学部)		
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
4-1-B-02_第20回障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p4-5, p22-23	再掲	
6-5-4-(01)-04_ピアサポート実績(産業技術学部)			
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-5-A]【学修環境における聴覚障害補償】	6-5-A-(00)-01_聴覚障害学生への情報保障(HPより)		
	6-5-4-(01)-02_非常勤講師の授業における文字通訳の配置状況		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 [活動取組6-5-A]【学修環境における聴覚障害補償】 ・入学時に聴覚障害特性を確認するほか、アカデミック・アドバイザー教員との面談により学修状況を確認しながら情報保障等の調整を進めている。講義においては、手話、音声、文字を組み合わせで説明を行っている。また、繰り返し丁寧に説明することを意識し、学生が講義内容と教材との対応関係を把握していることを確認しながら進める。教材は通常の教材を用いるが、講義資料をホワイトボードに投影し、そこに書きこみながら説明する等して、講義内容と教材の対応関係を視覚的に確認できるようにしている。手話等のできない非常勤講師が担当する授業については、文字通訳者を配置している。			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学履修規程	第7条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(01)-01_天久保キャンパス学生便覧	p46-47	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01_成績評価分布分析		
	6-6-3-(00)-02_科目別成績分布		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(00)-03_第208回教育研究評議会議事録		
	6-3-2-(00)-03_令和6年度第1回教務委員会議事要旨		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-3-(00)-04_GPA制度取扱要項		
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	6-3-2-(00)-03_令和6年度第1回教務委員会議事要旨		再掲
6-3-2-(00)-04_成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)		再掲	
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01_成績評価に対する異議申立てに関する要項		
	6-6-4-(00)-02_異議申立てに関する学生通知		
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-03_異議申立て対応フロー		
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-04_国立大学法人筑波技術大学法人文書管理規程	別表第1第10項	
	6-6-4-(00)-01_成績評価に対する異議申立てに関する要項	第11条	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-6-3】 6-3-2-(00)-03及び6-6-3-(00)-02については基準日以降（R6.6.4）、6-3-2-(00)-04については基準日以降（R6.6.24）に作成した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	6-7-1-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第35条		
	6-3-1-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学履修規程	第2条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料			
	6-7-1-(00)-02_令和5年度第7回教務委員会議事要旨			
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	6-6-3-(00)-03_第208回教育研究評議会議事録		再掲	
	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-3-1-(01)-01_開設授業科目一覧(産業技術学部)	p7-11	再掲	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	6-6-2-(01)-01_天久保キャンパス学生便覧	p47	再掲	
	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-1-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第35条	再掲	
	6-7-4-(01)-01_令和5年度第11回産業技術学部教授会議事要旨			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1_標準修業年限内の卒業(修了)率、「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-(01)-01_学生の活躍(産業技術学部)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2_就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-(01)-01_卒業後の状況調査票(学校基本調査 産業)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-2-(01)-02_筑波技術大学ウェブマガジン		
	6-8-2-(01)-03_産業技術学部卒業生の活躍		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-06_卒業(修了)時アンケート報告書		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-07_卒業生・修了生アンケート結果		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-08_就職先企業等対象卒業生に関するアンケート結果		再掲
	2-2-4-09_企業向け大学説明会アンケート結果		再掲
	2-2-4-10_産学官連携シンポジウムアンケート結果		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-8-A】【不本意な留年や退学を防ぐ取組】	6-8-A-(01)-01_学務情報管理システム画面(産業技術学部)		
	6-8-A-(01)-02_学生に対する特別支援委員会審議結果		
	6-5-4-(01)-03_補習授業の状況(産業技術学部)		再掲
	6-5-4-(01)-04_ピアサポート実績(産業技術学部)		再掲
	2-2-A-01_学生支援体制及び満足度		再掲
【活動取組6-8-B】【障害学生に対する国際交流支援】	3-3-A-01_ギャローデット大学等との国際交流実施要領・実施報告		再掲
	3-3-A-02_ASLSalon実施要項		再掲
	3-3-A-03_海外派遣研修(韓京国立大学校)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報告		再掲
	3-3-A-04_海外派遣研修(ロチェスター工科大学)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報		再掲
	3-3-A-09_海外渡航危機管理マニュアル		再掲
	6-8-B-(01)-01_2025年デフリンピック大会ボランティア参加及びエンブレム制作		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-8-A】【不本意な留年や退学を防ぐ取組】 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業率が5年平均87.9%と相当程度低くなっている。障害の重度化によるものなど、学業継続に困難が生じる要因は様々であるが、以下に述べるとおり個別に適切な支援を実施し、不本意な留年や退学を未然に防ぐ取組を実施している。 新たに導入した学務情報管理システムにより、クラス担当教員及びアカデミック・アドバイザー教員が成績情報だけでなく、授業の出欠状況や異動履歴等を含めて総合的に学生の情報を把握し、連携して個々の学生に教育支援を実施した。また、学生に対する特別支援委員会において、申し出のあった学生に対する対応について審議し、授業担当教員等に対して学生の要望を踏まえた対応を要請している。メンタル面の疾病を抱えるため、対面での授業への参加が困難な学生にはオンライン受講を認め、重複障害を有する場合は通常のキャンパスごとの情報保障に加え、必要な配慮を行うこととした。学力不足等により授業についていけない学生に対しては、補習を実施することで、学習の遅れを取り戻し、単位取得に結びつけている。 学生の大学への満足度を高めるとともに退学者、留年者を減らすため、入学から卒業までの教育、生活環境、就労および障害に配慮した支援など、学生生活の全般にわたり支援を充実させている。13に分けた支援の各項目について学生に満足度アンケートを行い、効果的に実施できている面と改善が必要な面を教育研究評議会等で共有している。 (2-2-A-01については基準日以降(R6.6.26)に作成した資料に基づき分析した。)			
【活動取組6-8-B】【障害学生に対する国際交流支援】 ・国際交流加速センターでは、障害のあるグローバル人材育成に向けた異文化コミュニケーション学習支援および外国語学習のさらなる充実の一環として、国際交流や海外留学、英語力の向上に関する事業を行っている。コロナ禍ではオンラインでのみ大学間交流協定締結校等と国際交流講演会や国際シンポジウムを実施していたが、令和5年度は講師を招いて国際交流講演会を4度実施した。うち3回は聴覚障害学生向けに実施し、講師のアメリカ手話を日本手話に訳し、日本手話を文字で表出することで学生の情報保障を行った。 (3-3-A-04の一部については基準日以降(R6.5.24)に作成した資料に基づき分析した。)			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-1-1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(02)-01_3つのポリシー(保健科学部)		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-(02)-01_3つのポリシー(保健科学部)		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(02)-01_3つのポリシー(保健科学部)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学履修規程		再掲
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(02)-01_開設授業科目一覧(保健科学部)		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(02)-02_カリキュラム・マップ		
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	6-3-2-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第30条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(02)-01_保健科学部シラバス		
	6-3-2-(02)-02_保健科学部シラバス作成要領		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	6-3-2-(00)-02_シラバスチェック作業班の設置		再掲
6-3-2-(00)-03_令和6年度第1回教務委員会議事要旨		再掲	
6-3-2-(00)-04_成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)		再掲	
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	6-3-3-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学学部学生の他大学等における学修による単位等及び入学前既修得単位等の認定に関する規程		再掲
	6-3-3-(00)-02_放送大学と国立大学法人筑波技術大学との単位互換による授業科目の履修に関する取扱要項		再掲

<p>【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告等） ・ 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 ・ 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 ・ 研究倫理に関する指導が確認できる資料 ・ T A ・ R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A ・ R Aの採用、活用状況が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・ 教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料 		
<p>【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・ 連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・ 連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料 		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>【分析項目6-3-2】 6-3-2-(00)-02及び6-3-2-(00)-03については基準日以降（R6.6.4）、6-3-2-(00)-04については基準日以降（R6.6.24）に作成した資料に基づき分析した。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01_学部学年暦		再掲
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01_学部学年暦		再掲
	・シラバス 6-3-2-(02)-01_保健科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-2-(02)-01_保健科学部シラバス		再掲
	6-3-2-(02)-02_保健科学部シラバス作成要領		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4_教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス 6-3-2-(02)-01_保健科学部シラバス		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1_履修指導の実施状況		再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-5-2_学習相談の実施状況		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2_学習相談の実施状況		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		
	6-5-3-(02)-01_保健科学部インターンシップ実績		
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	6-5-3-(02)-02_保健科学部臨床実習一覧		
	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4_履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-01_外国人留学生チューター制度実施要領		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-1-B-02_第20回障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p6-21, p24-25	再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	6-5-4-(02)-01_補習授業の状況(保健科学部)		
・学習支援の利用実績が確認できる資料			
4-1-B-02_第20回障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p6-21, p24-25	再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】【学修環境における視覚障害補償】	6-5-A-(02)-01_視覚障害者用PCセットアップ例		
	6-5-A-(00)-02_即時的メディア変換サービス実績		
	4-1-B-02_第20回障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p6-21, p24-25	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-5-A】【学修環境における視覚障害補償】			
・視覚障害者は、障害の程度によって情報の獲得方法が異なる。また、点字や読み上げなど情報の獲得方法にも個人差があるため、各学生用にカスタマイズしたPC環境を提供し、この環境下で授業、実習を行っている。個々に適した環境を見つけることには、卒業後の学生が自ら効率よく仕事を進められる環境を整備できるようにする意味もある。 教材についても学生の視覚障害特性に応じてさまざまな形態で用意しており、障害者高等教育研究支援センターで実施している即時的メディア変換サービスでは、依頼に基づき点訳印刷、点訳データの作成、DAISY音訳、触図製作等、さまざまなメディアに対応している。令和5年度は学生の学習資料として168件1717時間の作業を行った。また、拡大表示や読み上げなどが可能な支援機器の貸出を行っており、令和5年度は学生からの延べ40件の希望に対応した。さらに、1年生対象の科目「修学基礎A」で歩行訓練について教えるほか、学生がインターンシップ先等へ行くための歩行訓練を実地で行う（令和5年度：52回10名）など、視覚障害学生が安心して修学できる基盤づくりに寄与している。			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学履修規程	第7条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(02)-01_春日キャンパス学生便覧	p40	
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01_成績評価分布分析		再掲
	6-6-3-(00)-02_科目別成績分布		再掲
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(00)-03_第208回教育研究評議会議事録		再掲
	6-3-2-(00)-03_令和6年度第1回教務委員会議事要旨		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	6-6-3-(00)-04_GPA制度取扱要項		再掲
	・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	6-3-2-(00)-03_令和6年度第1回教務委員会議事要旨		再掲
6-3-2-(00)-04_成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)		再掲	
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01_成績評価に対する異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02_異議申立てに関する学生通知		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-03_異議申立て対応フロー		再掲
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-04_国立大学法人筑波技術大学法人文書管理規程	別表第1第10項	再掲
6-6-4-(00)-01_成績評価に対する異議申立てに関する要項	第11条	再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-6-3】 6-3-2-(00)-03及び6-6-3-(00)-02については基準日以降（R6.6.4）、6-3-2-(00)-04については基準日以降（R6.6.24）に作成した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	6-7-1-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第35条	再掲	
	6-3-1-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学履修規程	第2条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料			
	6-7-1-(00)-02_令和5年度第7回教務委員会議事要旨		再掲	
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文評価基準」という。)を組織として策定していること	・学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準			
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-3-1-(02)-01_開設授業科目一覧(保健科学部)		再掲	
	6-6-2-(02)-01_春日キャンパス学生便覧	p41	再掲	
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む。)に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-1-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第35条	再掲	
	6-7-4-(02)-01_令和5年度第11回保健科学部教授会議事要旨			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1_標準修業年限内の卒業(修了)率、「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(02)-01_国家試験合格状況一覧		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-(02)-02_学生の活躍(保健科学部)		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2_就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-(02)-01_卒業後の状況調査票(学校基本調査 保健)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等) 6-8-2-(02)-02_保健科学部卒業生の活躍		
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-06_卒業(修了)時アンケート報告書		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-07_卒業生・修了生アンケート結果		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-08_就職先企業等対象卒業生に関するアンケート結果		再掲
	2-2-4-11_雇用セミナー参加企業アンケート結果		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目6-8-1] 6-8-1-(02)-02の一部については基準日以降(R6.5.2)に作成した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組6-8-A]【不本意な留年や退学を防ぐ取組】	6-8-A-(02)-01_学務情報管理システム画面(保健科学部)		
	6-5-4-(02)-01_補習授業の状況(保健科学部)		再掲
	2-2-A-01_学生支援体制及び満足度		再掲
[活動取組6-8-B]【障害学生に対する国際交流支援】	3-3-A-05_English Lounge 実施要項		再掲
	3-3-A-06_海外派遣研修(欧州研修)募集要項・シラバス・実施報告		再掲
	3-3-A-07_海外派遣研修(アイオワ大学)募集要項・シラバス・実施報告		再掲
	3-3-A-08_海外派遣研修(欧州研修、アイオワ大学)報告会実施報告		再掲
	3-3-A-09_海外渡航危機管理マニュアル		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
[活動取組6-8-A]【不本意な留年や退学を防ぐ取組】 ・「標準修業年限×1.5」年内卒業率が5年平均72.6%と相当程度低くなっている。障害の重度化によるものなど、学業継続に困難が生じる要因は様々であるが、以下に述べるとおり個別に適切な支援を実施し、不本意な留年や退学を未然に防ぐ取組を実施している。 新たに導入した学務情報管理システムにより、クラス担当教員及びアカデミック・アドバイザー教員が成績情報だけでなく、授業の出欠状況や異動履歴等を含めて総合的に学生の情報を把握し、連携して個々の学生に教育支援を実施した。また、視覚障害と他の障害の重複により支援を必要とする学生に対しては所属の学科専攻で希望を聞き取って対応しており、令和6年度は盲ろう学生の出席する授業にPC要約筆記者を配置している。学力不足等により授業についていけない学生に対しては、補習を実施することで、学習の遅れを取り戻し、単位取得に結びつけている。 学生の大学への満足度を高めるとともに退学者、留年者を減らすため、入学から卒業までの教育、生活環境、就労および障害に配慮した支援など、学生生活の全般にわたり支援を充実させている。13に分けた支援の各項目について学生に満足度アンケートを行い、効果的に実施できている面と改善が必要な面を教育研究評議会等で共有している。 (2-2-A-01については基準日以降(R6.6.26)に作成した資料に基づき分析した。)			
[活動取組6-8-B]【障害学生に対する国際交流支援】 ・国際交流加速センターでは、障害のあるグローバル人材育成に向けた異文化コミュニケーション学習支援および外国語学習のさらなる充実の一環として、国際交流や海外留学、英語力の向上に関する事業を行っている。コロナ禍ではオンラインでのみ大学間交流協定締結校等と国際交流講演会や国際シンポジウムを実施していたが、令和5年度は講師を招いて国際交流講演会を4度実施した。視覚障害学生向けの講演会では、学生の英語力向上のため、講師の音声英語のみで実施するという本学初の取り組みを行った。			
【改善を要する事項】			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-1-1] 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	6-1-1-(03)-01_3つのポリシー(技術科学研究科) 産業技術学専攻		
	6-1-1-(03)-02_3つのポリシー(技術科学研究科) 保健科学専攻		
	6-1-1-(03)-03_3つのポリシー(技術科学研究科) 情報アクセシビリティ専攻		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	6-1-1-(03)-01_3つのポリシー(技術科学研究科) 産業技術学専攻		再掲
	6-1-1-(03)-02_3つのポリシー(技術科学研究科) 保健科学専攻		再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	6-1-1-(03)-03_3つのポリシー(技術科学研究科) 情報アクセシビリティ専攻		再掲
	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	6-1-1-(03)-01_3つのポリシー(技術科学研究科) 産業技術学専攻		再掲
【特記事項】	6-1-1-(03)-02_3つのポリシー(技術科学研究科) 保健科学専攻		再掲
	6-1-1-(03)-03_3つのポリシー(技術科学研究科) 情報アクセシビリティ専攻		再掲
	① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。		
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系的を有していること	・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(03)-01_国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程		
	・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(03)-02_大学院教育課程(産業技術学専攻)		
	6-3-1-(03)-03_大学院教育課程(保健科学専攻)		
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(03)-04_大学院教育課程(情報アクセシビリティ専攻)		
	・ 分野別第三者評価の結果		
	・ 学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	6-3-2-(00)-01_国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第30条	再掲
	・ 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・ シラバス		
	6-3-2-(03)-01_大学院シラバス(産業技術学専攻)		
	6-3-2-(03)-02_大学院シラバス(保健科学専攻)		
	6-3-2-(03)-03_大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻)		
	・ その他自己点検・評価において体系的や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	6-3-2-(00)-02_シラバスチェック作業班の設置		再掲
6-3-2-(00)-03_令和6年度第1回教務委員会議事要旨		再掲	
6-3-2-(00)-04_成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)		再掲	
[分析項目6-3-3] 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・ 明文化された規定類		
	6-3-3-(03)-01_国立大学法人筑波技術大学大学院における他の大学院の授業科目を履修する学生の取扱いに関する規程		
	6-3-3-(03)-02_国立大学法人筑波技術大学大学院学生の他の大学の大学院において修得した単位及び入学前の既修得単位の認定に関する規程		

筑波技術大学 領域6 (03技術科学研究科)

<p>[分析項目6-3-4] 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p>	<p>・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申告書等）</p>		
	6-3-4-(03)-01_国立大学法人筑波技術大学大学院研究指導に関する規程		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-(03)-01_国立大学法人筑波技術大学大学院研究指導に関する規程		再掲
	6-3-4-(03)-02_筑波技術大学大学院研究指導の方法と計画		
	6-3-4-(03)-03_学生への配布(研究指導の方法と計画)		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(03)-04_大学院生学会発表プログラム		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(03)-05_情報アクセシビリティ専攻「障害学生支援コーディネート特論」概要		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-(03)-06_研究倫理E-learning受講依頼・履修記録		
	6-3-4-(03)-07_研究倫理講演会開催通知・参加記録		
・TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料			
2-5-5-04_TA・SA活動状況		再掲	
<p>[分析項目6-3-5] 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p>	<p>・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）</p>		
	<p>・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料</p>		
<p>[分析項目6-3-6] 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること</p>	<p>・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における成績評価の基準</p>		
	<p>・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-3-2】 6-3-2-(00)-02及び6-3-2-(00)-03については基準日以降（R6.6.4）、6-3-2-(00)-04については基準日以降（R6.6.24）に作成した資料に基づき分析した。			
【分析項目6-3-4】 6-3-4-(03)-01については基準日以降（R6.6.5）に改正した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(03)-01_大学院学年暦		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(03)-01_大学院学年暦		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-(03)-01_大学院シラバス(産業技術学専攻)		再掲
	6-3-2-(03)-02_大学院シラバス(保健科学専攻)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	6-3-2-(03)-03_大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻)		再掲
	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-3-2-(03)-01_大学院シラバス(産業技術学専攻)		再掲
	6-3-2-(03)-02_大学院シラバス(保健科学専攻)		再掲
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	6-3-2-(03)-03_大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻)		再掲
	・教育上主要と認める授業科目(別紙様式6-4-4)		
	6-4-4_教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス		
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	6-3-2-(03)-01_大学院シラバス(産業技術学専攻)		再掲
	6-3-2-(03)-02_大学院シラバス(保健科学専攻)		再掲
	6-3-2-(03)-03_大学院シラバス(情報アクセシビリティ専攻)		再掲
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・CAP制に関する規定		
	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

【分析項目6-4-10】 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1_履修指導の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2_学習相談の実施状況 ・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3_社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		再掲
[分析項目6-5-4] 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4_履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		再掲
	6-5-4-(00)-01_外国人留学生チューター制度実施要領		再掲
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-1-B-02_第20回障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p4-25	再掲
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 ・学習支援の利用実績が確認できる資料		
4-1-B-02_第20回障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p4-25	再掲	
[分析項目6-5-5] 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-5-A】【学修環境における聴覚・視覚障害補償】	6-5-A-(00)-01_聴覚障害学生への情報保障(HPより)		再掲
	6-5-A-(00)-02_即時的メディア変換サービス実績		再掲
	4-1-B-02_第20回障害者高等教育研究支援センター運営協議会資料	p4-25	再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【活動取組6-5-A】【学修環境における聴覚・視覚障害補償】			
・聴覚障害学生への講義においては、手話、音声、文字を組み合わせて説明を行っている。また、繰り返し丁寧に説明することを意識し、学生が講義内容と教材との対応関係を把握していることを確認しながら進める。教材は通常の教材を用いるが、講義資料をホワイトボードに投影し、そこに書きこみながら説明する等して、講義内容と教材の対応関係を視覚的に確認できるようにしている。視覚障害学生向けの教材については視覚障害特性に応じて、障害者高等教育研究支援センターで実施している即時的メディア変換サービス等により、点訳印刷、点訳データの作成、DAISY音訳、触図製作等、さまざまな形態で用意している。			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	6-3-1-(03)-01_国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程	第7条	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	6-6-2-(01)-01_天久保キャンパス学生便覧	p46-47	再掲
	6-6-2-(02)-01_春日キャンパス学生便覧	p40	再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	6-3-1-(03)-04_大学院教育課程(情報アクセシビリティ専攻)	p15	再掲
	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(03)-01_大学院成績分析資料		
	6-6-3-(00)-02_科目別成績分布		再掲
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(03)-02_令和6年度第1回研究科運営委員会議事要旨		
	6-3-2-(00)-03_令和6年度第1回教務委員会議事要旨		再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
・(個人指導等が中心となる科目の場合)成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料			
6-3-2-(00)-03_令和6年度第1回教務委員会議事要旨		再掲	
6-3-2-(00)-04_成績評価の客観性・厳格性の担保について(通知)		再掲	
[分析項目6-6-4] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-01_成績評価に対する異議申立てに関する要項		再掲
	6-6-4-(00)-02_異議申立てに関する学生通知		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-03_異議申立て対応フロー		再掲
	・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-04_国立大学法人筑波技術大学法人文書管理規程	別表第1第10項	再掲
6-6-4-(00)-01_成績評価に対する異議申立てに関する要項	第11条	再掲	

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-6-3】 6-3-2-(00)-03及び6-6-3-(00)-02については基準日以降（R6.6.4）、6-3-2-(00)-04については基準日以降（R6.6.24）に作成した資料に基づき分析した。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目6-7-1] 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定			
	6-7-1-(03)-01_国立大学法人筑波技術大学学則(抜粋)	第67条		
	6-3-1-(03)-01_国立大学法人筑波技術大学大学院履修規程	第2条	再掲	
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料			
[分析項目6-7-2] 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	6-7-1-(03)-02_国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則		再掲	
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料			
	6-7-2-(03)-01_令和5年度第9回・第10回研究科運営委員会議事要旨			
[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所			
	6-7-3-(03)-01_大学院教育課程抜粋(産業技術学専攻)			
	6-7-3-(03)-02_大学院教育課程抜粋(保健科学専攻)			
	6-7-3-(03)-03_大学院教育課程抜粋(情報アクセシビリティ専攻)			
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料			
	6-7-4-(03)-01_学位論文審査基準(産業技術学専攻)			
	6-7-4-(03)-02_学位論文審査基準(保健科学専攻)			
	6-7-4-(03)-03_学位論文審査基準(情報アクセシビリティ専攻)			
	6-7-1-(03)-02_国立大学法人筑波技術大学大学院技術科学研究科論文審査に関する細則		再掲	
	6-7-2-(03)-01_令和5年度第9回・第10回研究科運営委員会議事要旨		再掲	
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉			
	・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等			
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉			
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料			
[分析項目6-7-5] 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料			

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		
	6-8-1_標準修業年限内の卒業(修了)率、「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
	6-8-1-(03)-01_大学院生受賞記事		
[分析項目6-8-2] 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む。)		
	6-8-2_就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料(大学ポートレートにある場合は該当URL)		
	6-8-2-(03)-01_卒業後の状況調査票(学校基本調査 大学院)		
	・卒業(修了)生の社会での活躍等が確認できる資料(新聞記事等)		
	6-8-1-(03)-01_大学院生受賞記事		再掲
[分析項目6-8-3] 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-06_卒業(修了)時アンケート報告書		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-07_卒業生・修了生アンケート結果		再掲
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料		
	2-2-4-08_就職先企業等対象卒業生に関するアンケート結果		再掲
	2-2-4-09_企業向け大学説明会アンケート結果		再掲
	2-2-4-10_産学官連携シンポジウムアンケート結果		再掲
	2-2-4-11_雇用セミナー参加企業アンケート結果		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること(より望ましい取組として分析)	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【活動取組6-8-A】【障害学生に対する国際交流支援】	3-3-A-02_ASLSalon実施要項		再掲
	3-3-A-03_海外派遣研修(韓京国立大学校)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報告		再掲
	3-3-A-04_海外派遣研修(ロチェスター工科大学)募集要項・シラバス・実施報告・報告会実施報		再掲
	3-3-A-05_English Lounge 実施要項		再掲
	3-3-A-09_海外渡航危機管理マニュアル		再掲
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>【活動取組6-8-A】【障害学生に対する国際交流支援】</p> <p>・国際交流加速センターでは、障害のあるグローバル人材育成に向けた異文化コミュニケーション学習支援および外国語学習のさらなる充実の一環として、国際交流や海外留学、英語力の向上に関する事業を行っている。コロナ禍ではオンラインでのみ大学間交流協定締結校等と国際交流講演会や国際シンポジウムを実施していたが、令和5年度は講師を招いて国際交流講演会を4度実施した。うち3回は聴覚障害学生向けに実施し、講師のアメリカ手話を日本手話に訳し、日本手話を文字で表出することで学生の情報保障を行った。視覚障害学生向けの講演会では、学生の英語力向上のため、講師の音声英語のみで実施するという本学初の取り組みを行った。 (3-3-A-04の一部については基準日以降(R6.5.24)に作成した資料に基づき分析した。)</p>			
【改善を要する事項】			